平成２２年（フ）第９３８号
愛知県名古屋市千種区上野２丁目９番４号
債務者　仕藤　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６８号
愛知県津島市大和町２丁目37番地３
債務者　平賀　博之
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６９号
愛知県津島市大和町２丁目37番地３
債務者　平賀嘉奈子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１１号
大阪市大正区南恩加島６丁目４番３号
債務者　加田光次郎
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２１号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目８番30号　ノースカントリーハウス２号館　503号
債務者　長瀬　政己
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７５１号
大阪市淀川区野中北１丁目２番29号アメニティ新大阪７号館２Ｄ号
債務者　今宮　秀樹
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９７号
大阪府守口市南寺方中通１丁目７番34―202号
債務者　日下部博美（旧姓浦濱）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２２号
大阪市生野区舎利寺１丁目９番９号　サンフォレスト403
債務者　堀川　眞弓
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８３７号
大阪市東成区深江南３丁目22番15号　アトレーユ深江401号
債務者　森　　忠男
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４９号
大阪市東淀川区淡路３丁目８番19号シエテ淡路101号
債務者　花岡未佐子（旧姓桑江）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６９号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番２―1703号
債務者　ＴＡＫＥ’Ｓインテリア　こと　山本　剛司
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９５号
大阪市大正区平尾５丁目９番９―704号
債務者　福岡　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９８号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番25号レインボー21Ⅱ401号
債務者　福田　隆司
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９２３号
大阪府東大阪市源氏ケ丘23番14号
債務者　大岩美江子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６２号
大阪市都島区中野町２丁目４番12―616号
債務者　柳本　武俊
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００１号
大阪府東大阪市御厨中１丁目１番27号ライラック商大前205号
債務者　濱田　　純
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６７号
大阪市港区港晴４丁目４番17号
債務者　山脇　智美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部